

所管部課		健幸いきいき部健康推進課		部長		川口 莊一	
件 名		東大和市母子保健法施行細則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
「東大和市における個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例」の施行に際し、母子保健法に関する事務手続きの一部を改める必要があるため、東大和市母子保健法施行細則の一部を改正するものである。 (1) 主な改正内容 ① 保健指導を申請する場合に必要な書類について明記する。(第4条関係) ② 精密健康診査を受診する場合に必要な申請書、および保険証情報を証する書類について明記する。(第6条関係) ③ 養育医療の給付申請を行う場合に必要な保険証情報を証する書類について明記する。(第11条関係) (2) 施行日 公布の日から施行する。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)							
総務課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等)							
庁議終了後、改正の手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。